

## 合併処理浄化槽の普及促進について

問 水道課 下水道係  
☎476-1111 (194・195)

町では、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、公共下水道区域外の家庭を対象に、台所・風呂・洗濯機などからの雑排水とトイレからの汚水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

### 《合併処理浄化槽の利点について》

- ・トイレが水洗化され悪臭がしなくなり、快適な生活が送れます。(汲み取りトイレから切り替えた場合)
- ・家庭から流される台所や風呂場などの生活雑排水もきれいな水に浄化して側溝へ流しますので、側溝や河川の悪臭や汚れが少なくなります。
- ・はえや蚊などの害虫が減り、生活環境の向上や農産物への食の安心・安全につながります。

### 《合併処理浄化槽補助金制度の紹介》

合併処理浄化槽を新たに設置する一般住宅の方に対し、その費用の一部を補助金として交付しています。各人槽に対する補助金額は、下表のとおりです。

また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、日常生活においてさほど不便を感じにくいことから、合併処理浄化槽への転換の意識が薄いと思われませんが、実際には環境に与える負荷は汲み取りトイレの家庭より大きくなります。(右図参照)

そこで、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるために、既存の単独処理浄化槽を撤去する場合、基本の補助金額に90,000円を限度として加算して補助金を交付しています。



### 《補助金内訳》

人槽区分	新築・汲み取り→合併	単独→合併 (加算額含む)
5人槽 (専用住宅130㎡未満)	332,000円	422,000円
6～7人槽 (専用住宅130㎡以上)	414,000円	504,000円
8～10人槽 (併用住宅、2世帯住宅など)	548,000円	638,000円

※補助金の申請に関わる書類作成や提出などは、申請者本人と工事の契約を交わした業者が全て代行して行いますので、申請者本人が役場に来て手続きをする必要は一切ありません。

### 《下水道係からのお願い》

来年度より国・県の補助要件見直しなどが予想されることや、今年度の補助金予算も限りがあることから、新築住宅や合併処理浄化槽設置(単独からの切替と汲み取りからの設置)を検討中の方は、平成31年3月頃までに完成検査が完了するよう早めに設置届出及び補助金申請を提出してください。